

地籍調査にご協力ください

地籍調査とは？

地籍調査とは、国土調査法に基づき、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、境界を調査・測量し、地籍図および地籍簿を作成するものです。また、地籍調査の成果は、県の認証、国の承認を得た後、登記所に送付され、登記に反映されます。

なぜ調査が必要なの？

現在の登記所にある地図は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図または字絵図）を基にしたものが多く、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地境界の実態を正確に把握することができません。また、長い年月の間に行われた土地の異動（分合筆、売買、相続）が未登記となつたままで、現地と大きく食い違いが生じている場合などもあります。

このため、一筆ごとの土地について地籍調査を行い、最新の測量技術を使用した精度の高い「地籍図」および「地籍簿」を作成する必要があります。

地籍調査のメリットは？

地籍調査を行うと、

- ・土地の境界によるトラブルを未然に防ぐことができます
- ・万一の災害などにより土地の形状が変わってしまったとしても、元の位置を正確に復元できます
- ・面積や境界がはっきりするため、土地取引が円滑にできます
- ・土地の実態が正確に反映されるため、適正な課税がされます
- ・公共工事などによる街づくりが円滑に進められます
- など、多くの利点があります。

本年度の実施の予定は？

- 測量など成果の閲覧区域
・妻木町、駄知町（別図①）
- 測量区域
・駄知町（別図②）
- 境界確認（立ち会い）区域
・下石町、駄知町（別図③）

この事業では、現地において境界の確認（立ち会い）をしていただきますが、費用負担はありません。土地の境界を確認する下石町、駄知町の該当地区では、地元説明会を開催する予定です。皆様のご理解とご協力をお願いします。

この事業に対するご質問などは、地籍調査推進室（内線505）へ。

